○人委規則

○教委公告

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則………………………………………………七 山口県立図書館規則の一部を改正する規則……………………………………………………七

道路の供用の開始 道路の区域の変更

П

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(六件)

(商政課)七 (商政課):二

Щ

社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則………………………………………………七

○教委告示

報

 毎週火・金曜日発行

○雑報 山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令…………



○労委訓令

(火曜日)

漁調委告示

山口県告示第六十三号

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 保

令和元年六月二十五日

保安林予定森林の所在場所

山口県知事 村 岡 嗣

政

○五三六の一七まで 五三六の八、一〇五三六の一〇から一〇五三六の一三まで、一〇五三六の一五から一 ○五三四の四、一○五三四の六、字いちご畑一○五三六の四、一○五三六の七、一○ 下関市豊田町大字一ノ俣字だけ一〇五〇一の五、一〇五〇七の一、字なめらが浴

の四一まで、一〇五六一の四四、一〇五六一の四六から一〇五六一の四九まで 〇、一〇五六一の二二から一〇五六一の三四まで、一〇五六一の三六から一〇五六一 の九、一〇五六一の一五、一〇五六一の一六、一〇五六一の一八、一〇五六一の二 五七〇の九、字中山一〇五六一の一、一〇五六一の五、一〇五六一の七、一〇五六一 ○五五八の四まで、一○五五九、一○五六○の一、一○五六一の二、一○五六一の から一四五三まで、一二二一一の一、一二二一一の二、字小郷一○五五八の一から一 三、一〇五六二、一〇五六三の一、一〇五六三の二、一〇五六四、一〇五六五、一〇 萩市大字佐々並字上小郷一二六七の一、一二六七の二、一二六八、字内草一四五一

水源の涵養二 指定の目的

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則………………………………………………………九

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令………………………………………………………………九

立木の伐採の方法

三 指定施業要件

九

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

新

最最 広狭

三〇四

四〇

七〇・二

完了による。 道路改良工事の

旧

最最 広狭

六四

七〇

先まで 同市東厚保町川東字市井原三五七地 同市東厚保町川東字浅畑一五二二 美袮市東厚保町川東字浅畑一五二二

旧

最最 広狭

二 八一 〇九

五一六・七

新

最最 広狭

三 六七 五三

五.

一六・七

完了による。道路改良工事の

市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

山口県告示第六十四号

ら施行する。 成三十年山口県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正し、 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示 令和元年七月一日か 爭

令和元年六月二十五日

口県知事 村 岡 嗣 政

産業規格 A列4」に改める。

山口県告示第六十五号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

· て その関係図面は、令和元年六月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお 一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

Ш 口県知事 村

岡

嗣

政

道路の種類 県道

道路の区域

路

線

名

美祢菊川線

X
間
旧新別
(メートル)敷地の幅員
(メートル) 長
備

山口県告示第六十六号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年六月二十五日から一月間山 口県土木建築部道路整備課にお

令和元年六月二十五日

名	
供	
用	
開	
始	
0)	
X	
間	
供用開始の期日	

山口県知事

村

岡

嗣

政

路

美祢菊川線 線 同市東厚保町川東字松尾三八〇の一地先まで美祢市東厚保町川東字堂瀬七五四の二地先から 同市東厚保町川東字市井原三五七地先まで美祢市東厚保町川東字浅畑一五二二の三地先から 六日令和元年六月二十

山口県告示第六十七号

う。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 おり定めた。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 山口県立大学キャンパスモール整備等工事の契約に係る一般競争入札に参加する者 (以下「経営規模等入札参加資格」とい 方法等について次のと

令和元年六月二十五日

考

山口県知事 村 岡 嗣 政

県

山口県立大学キャンパスモール整備等工事

(<u></u>) (<u></u>) 工事場所

山口市桜畠六丁目地内

工事の概要

キャンパスモール及び渡り廊下	名
外構整備工事一式及び新築	工事内容

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

- ے عاد 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 (平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。) 二の〇の規
- 定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

П

 (\equiv) 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 共同企業体の代表者の令和元年六月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ (以下「総合評定値」という。) の建築一式工事の数値が八百以上であること。

Щ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共)を提出しなければならない (以下「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

 (Ξ) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年七月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(H) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

令和元年七月二十九日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四 その他

一三八三○)にすること。 この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三-九三三



(三七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働

令和元年六月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ宇部新館

所在地 宇部市居能町二丁目一四六一の二

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

代表者の氏名

 \equiv 変更に係る事項の概要

名 者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変更に係る事項 株式会社ナフコ 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 深町 変 勝 義 更 前 石田 変 卓巳 更 後

Ŧi. 几 変更年月日 令和元年六月五日 届出年月日

平成三十年六月一日

(三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 山口県商工労働 次の

令和元年六月二十五日

山口県知事 村 尚 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下松山田ショッピングセンター

所在地 下松市大字山田一五六の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

式会社マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号

変更に係る事項の概要

名者の代表者の氏大規模小売店舗に	変更に係る事項
ルスケア 株式会社ココカラファインへ	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
石橋	変
郎	更
	前
塚本	変
厚志	更
	後

几 届出年月日

令和元年六月五日

五. 変更年月日

平成二十八年四月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 イオン下松山田ショッピングセンター

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

章男 卓巳 所在地 下松市大字山田一五六の一

式会社 株式会社ナフコ マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田

 \equiv 変更に係る事項の概要

名する代表者の氏おいて小売業を行大規模小売店舗に	氏す模 名 者 の 店	変更に係る事項
株式会社ナフコ		業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
"	深町	変
	勝義	更
		前
"	石田	変
	卓巳	更
		後

几 届出年月日

令和元年六月五日

Ŧī. 変更年月日

平成三十年六月一日

所

代表者の氏名

石田

加栗

章男 卓巳

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 イオン下松山田ショッピングセンター

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下松市大字山田一五六の一

所在地

株式会社ナフコ

所

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

代表者の氏名

石田

卓巳

四

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

広島市南区段原南一丁目三番五二号 前 久米 変 加栗 伸吾 更 章男 後 几 五. 名の代表者の氏おいて小売業を行おいて小売業を行 変更年月日 平成三十年六月一 令和元年六月五日 届出年月日 株式会社ナフコ 日 "

第 15 号

変

更 心に係

る事項

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

変

更

実

式会社マックスバリュ西日本株

変更に係る事項の概要

(四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、 山口県商工労働 次の

部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

次の

Щ 口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 長門市東深川七六二の ホームプラザナフコ長門店新館

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 代表者の氏名 卓巳

三 変更に係る事項の概要

名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変更に係る事項 株式会社ナフコ 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 11 変 更 前 石田 変 更 後

四 届出年月日

令和元年六月五日

深町

勝 義

石田

卓巳

変

更

前

変

更

後

所

代表者の氏名

石田

卓巳

変更年月日 平成三十年六月一 日

五.

(四一)大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、 山口県商工労働

株式会社岩崎宏健堂

変更に係る事項の概要

式会社マックスバリュ西日本株

広島市南区段原南一丁目三番五二号

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

石田 加栗

章男 卓巳 所

代表者の氏名

周南市下一の井手五六三六の五

上

一野山孝誠

株式会社ナフコ

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

令和元年六月二十五日

口県知事 村 岡 嗣

Ш

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 柳井市大字柳井一七四〇の一 イオン柳井ショッピングセンター

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ 称

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 所 石田 代表者の氏名

株式会社岩崎宏健堂 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 周南市下一の井手五六三六の五 加栗 上野山孝誠

変更に係る事項の概要

 \Box

県

更に係る事項 株式会社岩崎宏健堂 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 富永 変 幸 崩 更 前 上野山孝誠 変 更 後

山

兀 届出年月日

令和元年六月五日

五. 変更年月日

平成三十年四月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一 イオン柳井ショッピングセンター

政

名 者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者を行した。 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社ナフコ " 深町 変 勝義 更

前

変

更

後

石田

卓巳

兀 届出年月日

五. 変更年月日

令和元年六月五日

章男 卓巳

平成三十年六月一日

(四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

当該届出は、 令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、 山口県商工労働

部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 ホームプラザナフコ周南店

所在地 周南市大字久米一五〇三の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 代表者の氏名 卓巳

変更に係る事項の概要

平成三十年六月一日

名者の代表者の氏状規模小売店舗に	の置規 氏す模 名る小	変更に係る事項
株式会社ナフコ		業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
"	深町	変
	勝義	更
		前
"	石田	変
	卓巳	更
		後

兀 届出年月日

変更年月日 令和元年六月五日

五.

(四三)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

報

から意見を聴きました。 三十一年二月八日山口県公告(二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

の日から施行する。

部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、令和元年六月二十五日から同年七月二十五日までの間、 山口県商工労働

令和元年六月二十五日

口

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

山

所在地 下松市望町四丁目一四〇の五 F e 1 i x 8 8

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

Ш \Box 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第一号

社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 社会教育主事資格の認定規則 (昭和三十五年山口県教育委員会規則第五号)の一部を

別記第一号様式中「日本工業連路A列4」を「日本産業連路A列4」に改める。

付け欄 写真はり を 付け欄 中 貢 严 「日本工業規格A列4」を

別記第二号様式中

「日本産業規格A列4」に改める。

(「日本工業規格 A列 4 」を「日本産業規路 A列 4 」に改める部分を除く。)は、公布 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の改正規定

山口県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

Щ \Box 県 教 育 委 員

会

山口県教育委員会規則第二号

山口県立図書館規則の一部を改正する規則

改正する。 山口県立図書館規則 (昭和六十年山口県教育委員会規則第三号) の一部を次のように

別記様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

Щ \Box 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 博物館の登録に関する規則 (昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次

業規格A列↓」に改める。 別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「日本工 # 洒路 A 列 4 」を「日 本 融

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

Щ 口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山 \Box 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第四号

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護条例施行規則 (昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号)の一部

別記第二号様式及び別記第二号様式の二中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格 別記第一号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第三号様式から別記第十一号様式までの規定中「田科田

無

洒込 A 列 4 」を「田科

山

A列4」に改める。

別記第十二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

日本産業規格 A 列 4 」に改める。

を次のように改正する。

 \Box

産業規格 A 列 4 」に改める。

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県教育委員会告示第 믉

物館の登録をした。 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十条の規定に基づき、次のとおり博

令和元年六月二十五日

宇部市学びの森くすのき

Щ П 県 教

育

委

員 会

置在 地 称 宇部市大字船木三六一番地の六

者 宇部市

登 設 録 年 月 H 令和元年六月十日

四三

所 名

告 契約の締結

公

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年六月二十五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号

 \equiv 落札に係る物品等の名称及び予定数量 電気 二百万八千二百キロワット時

契約の相手方を決定した手続

三

般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年五月二十四日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

五.

株式会社F-Power 東京都港区芝浦三丁目

三千三百二十六万四千二百九円

落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額

六

入札公告日

七

八 その他 平成三十一年四月五日

契約担当者 山口県知事 村岡

嗣政

調達方法

 (\equiv) 購入 落札方式

最低価格



洒菘 A列 4」に改める。

治癒、転医、中止、継続中

に、

「日本工業規格A列4」や「日本産業

4」を「日本産業港路A列4」に改める。

別記第二十一号様式から別記第二十九号様式の三までの規定中「田林日郷遮路A列

山口県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

の日から施行する。

(「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める部分を除く。)は、 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二十号様式の改正規定

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

Ш

 \Box

県

人

事

委 員

会

山口県人事委員会規則第二号

山口県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 山口県人事委員会聴聞手続規則(平成六年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を

A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。 別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「郷」を「藻」に、 「日本工業規格

山口県人事委員会細則第一号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

令和元年六月二十五日

する。 号様式までの改正規定(「蹮」を「藻」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第六

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山

口

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する 職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の

裕A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。 別記第一号様式及び別記第八号様式から別記第十九号様式までの規定中「田村日継浩

別記第二十号様式中

Ш 治ゆ、転医、中止、継続中

を

令和元年六月二十五日

併

部を次のように改正する。 職員の任用に関する規則施行細則 (昭和三十六年山口県人事委員会細則第一号)

の —

羰規格 A列↓」に改める。

無 満 器 A 列 4 」 に 改める。 別記第五号様式から別記第十号様式までの規定中「日

オ

日

救

西

沸

洒

路

み

列

4

」を「日

み

函

別記第四号様式中「日本工業港路A列3」を「日本産業港路A列3」に改める。

この細則は、 令和元年七月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第一号

局 中 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

Щ \Box 県 人 事 委 員

会

九

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 山口県人事委員会事務局処務規程 (昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号)の

別記様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第 一号

おり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のと

令和元年六月二十五日

山口県日本海海区漁業調整委員会

長 濵 本 幾 男

口

錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、 まきえづり等」という。)は、禁止する。 目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろ 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、 かつ、まぐろの採捕を

山

- 置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点 北緯三五度○三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位
- В 置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点) 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位
- 置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点) 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位
- げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員 ○にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲 置にあっては、北緯三四度五四分○○秒東経一三一度一四分○○秒の点 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位

2

(以下「委員会」という。) の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)

を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

ているが、からないです。	
一日まで	系による位置にあっては、北緯三四度五六分五○秒東経一三一度○七g 北緯三四度五七分○一秒東経一三一度○六分五一秒の点(日本測地分五○秒の点)
十六日から令和元年九月	系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八 f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地分〇〇秒の点)
	系による位置にあっては、北緯三四度五九分五○秒東経一三一度○七e 北緯三五度○○分○一秒東経一三一度○六分五一秒の点(日本測地次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域
	分一○秒の点)系による位置にあっては、北緯三五度○○分三○秒東経一三一度○六金 北緯三五度○○分四一秒東経一三一度○六分○一秒の点(日本測地分○○秒の点)
五. 日	系による位置にあっては、北緯三四度五九分○○秒東経一三一度○八c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度○七分五一秒の点(日本測地分五○秒の点)
一日から同年	し○分四一秒
	系による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域
期間	海域

- (\equiv) ばならない。 〇の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、 次に掲げる者が行わなけれ
- 1 漁業のために行う場合にあっては、まぐろまきえづり等に使用する船舶 「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者 以下

遊漁案内行為のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、

又は使用する

<u>(四</u>) 使用船舶は、 遊漁のために行う場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者 〇の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる

報

- 認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
 証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承
 、委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認
- が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。て、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して口の表の上欄に掲げる海域におい
- 指示の有効期間
 「おいれる指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。」ではる指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。というでは、委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告

令和元年七月一日から令和二年六月三十日まで



山口県労働委員会訓令第一号

口

労働委員会事務局

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

Щ

令和元年六月二十五日

山口県労働委員会会長 山 元

浩

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。山口県労働委員会公印規程(昭和三十三年山口県地方労働委員会訓令第二号)の一部

4」に改める。 4」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。



正誤

による届出)の和元年六月十四日山口県公告(二五)(大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定

四	ページ
上	段
六	行
同年十月十四日	誤
同年十月十五日	正

令和元年六月二十五日発行令和元年六月二十五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所